

住宅用火災警報器で 火災の拡大を防ぎました！



あなたご自身、ご家族の命を火災から守るために、
警報器の設置・維持管理に努めましょう。

滝野川消防署管内で実際にあった最近の事例

仏壇にお線香をお供えしたところ、
何らかの原因でお線香が落下し、
座布団と畳が燃え、火災となりました。
住宅用火災警報器の警報音により
住民が火災に気づき、119番通報し、
火災の拡大を防いだものです！



東京消防庁管内では、火災予防条例により、平成22年4月1日から
全ての住宅に住宅用火災警報器が義務づけられています。

備えよう 住宅用火災警報器 ～定期的な点検・交換を～

○設置場所は、全ての居室・台所・階段です。

○定期的に(少なくとも半年に1回以上)

点検をしましょう。

○設置後10年を経過したものは

電子部品の劣化等により、

火災を感知しなくなる

おそれがありますので、

機器本体を交換しましょう。

全ての居室・台所・階段に設置 10年経ったら取り替えましょう！



問 合 せ 先

東京消防庁 滝野川消防署 TEL:03-3916-0119

